

花の御所材木船と山門堅田関——「年余」試論——

矢野義典

はじめに

応仁二年（一四六八）、近江国堅田が比叡山延暦寺（以下山門とする）から攻められる事件があった。その結果、堅田の住民は町を離れ琵琶湖沖島に退去し、二年後、山門側に多額の金銭を支払い、還住を許された。金銭を支払えないものは身分の上下にかかわらず還住は許されなかったという。

この「堅田大賁」と呼ばれる事件については、これまで多くの先学の研究がある。それらは堅田本福寺に残る『本福寺由来記』・『本福寺明宗跡書』という本福寺五世住持明宗（一四六九—一五四〇）の記録や、六世明誓（一四九一—一五六〇）著作の『本福寺跡書』・『本福寺

門徒記』という史料の分析成果である。浄土真宗寺院の記録であるためか、堅田一向一揆研究が盛んであった時期には、「堅田大賁」は、山門と真宗門徒の対立構図でとらえられることが多かった。

『新修大津市史』には、「応仁二年のこの山徒の堅田門徒攻撃は、堅田大賁といわれるほど激しいもので」とある。^{〔1〕}『本福寺史』には、「山門の堅田大賁は、將軍の命にしたがい、海賊をはたらいだ堅田衆をこらしめるという目的以外に、膝下で増大しつつある真宗門徒を弾圧し、また金でもって山徒を愚弄する法住と全人衆をたたきつぶそうとの意図もあった。さらには堅田衆の上乗と関務の權益をねらう坂本衆の野望も背後に感じられる」とある。^{〔2〕}

ところが、先の本福寺史料を検討すると、実際の「堅田大賁」の原因となった事件は、山門と真宗門徒の対立とは無関係なのである。詳細な検討が加えられることなく、明確な史料を提示することもなく、山門と真宗門徒の対立構図で堅田を評価してきたことがうかがえる。

近年では、さすがに真宗門徒と山門の対立構図でみるようなことはなくなった。新行紀一氏は「堅田大賁の功勞によつて山門は坂本の馬借に、戸津・三津浜に新関をたて、旧来の堅田の湖上特権を継承することを認めたのである。そうした堅田発向の経緯から考えれば、関務・上乘りといった湖上特権の奪取こそが坂本衆（あるいは山門も含めて）の本当の狙いであつたとみることもできる」という考え方を示している。

横倉謙治氏は「この堅田の大賁めは、たまたまその頃蓮如が堅田にいたにせよ、攻撃対象が堅田自体にあつた点で、本質的に性格を異にしている。それは、一つには、坂本衆と手を結ぶことによって、堅田の経済的基盤たる関・上乘りの権利を奪取しておそらく坂本から金銭的見返りを得ようとしたことであり、二つには、金が森攻めでし残した堅田攻めの実行を含めて、堅田からなんらかの金銭を得ようとしたものであつたと思われ、山門

にとつての良い機会がこの頃おとずれたのである」という。³横倉氏の二つ目の主張には、いまだ山門と浄土真宗の対立構図がうかがわれ、堅田という地域の特長性が感じられる。

「堅田大賁」は、新行氏や横倉氏の見解のように、関・上乘権の争奪戦を念頭に議論が展開されることも近年ではみられる。このような収奪が、ほんとうに「堅田大賁」の原因となつていたのかどうかを見極めることは必要である。

重要な争点としなければならないのは、「堅田大賁」がおこなわれる原因となつた事件の検討であろう。その検討が詳細におこなわれずに、過去の研究では、常に山門と真宗の対立や、堅田と坂本の対立構図で評価されてきたのである。

その背景には、蓮如の滞在した堅田が、湖上支配権を掌握した自治都市的な姿で描かれてきたことがある。山門領である堅田での蓮如の滞在や報恩講の実施は、中世の浄土真宗、蓮如の存在の大きさを描くには真宗史研究者にとつて理想的にみえたのかもしれない。しかし、山門領堅田に、蓮如がなぜ滞在することが許されたのかという視点が、そこには欠如している。

また、堅田本福寺門徒団についても、本福寺文書の検討により、先行研究は高い評価を与えた。また、それらの文書から、琵琶湖湖上支配を堅田衆がおこなっていたとの研究成果もたらされた。このように本福寺文書から、確かに多くの事実を我々は知り得た。しかし、それらの研究成果は、その根拠の多くを本福寺文書に依拠したために、堅田の一面だけをとらえているのではない。一五世紀本来の堅田の町の実態や山門勢力の存在にたいする評価は、より多面的な視点で考察する必要があるのではなからうか。

本報告の目的は、本福寺文書に記述されている「堅田大賁」の原因となった事件を検討することで、さきにあげた疑問のいくつかにたいする答えを見出すことにある。そのなかでも重要なのは、その事件にかかわった「年余」の存在である。「年余」については、いまだ定まった見解はなく、「年余」の機能をさぐることで、「堅田大賁」の発端となった状況を考えていく。

「堅田大賁」の経緯

応仁二年、室町幕府は、堅田の討伐を、延暦寺に命じた。これが「堅田大賁」である。この原因となった事件

については、新行紀一氏、桜井英治氏がそれぞれの立場から検討を加えている。争点となるのは、何故、堅田が山門により攻められることになったのかということである。その理由が明確になることで、十五世紀堅田の状況の一端を確認することができるとはずである。

堅田大賁についての詳細な経緯は、いくつかの本福寺文書に書かれている。これらの史料の中で、時間的に「堅田大賁」に近いものが「本福寺由来記」・「本福寺明宗跡書」である。これらは、本福寺五世住持明宗が祖父法住、父明顕から親しく伝聞したこと、また自らの見聞きした事件を記録したものである。『本福寺跡書』は、父明宗の記述に従って、本福寺六世住持明誓が記したものである。^⑦

新行氏はこの「堅田大賁」に関する本福寺史料をすべて自らの論文に掲載している。^⑧この事件の経過を分析するには必要なもので、ここにすべてを同様に掲載する。

【史料一】「本福寺由来記」

生身御影様大津浜へ着岸之事

一応仁第三ノ暦、湖上ノ海賊、堅田ヨリツカマツル

トテ同年正月九日ニ、三塔六十三人ノクンキヨラムスヒテ、上位ノ御下知、御奉書ノ旨ニマカセテ、御タイテンアルヘキヨシ風聞アリ、(以下略)

〔史料二〕『本福寺由来記』

一 地下故実之事

応仁二年三月廿四日、堅田大賁ト廻文マワリテ同廿九日城ノキワヘ敵ツメテ、ヲメキサケンテセメタリケリ、山門ヲテキニウケテンケレハ、東西南北ミカタスル里モナシ、ワレモ／＼ト、海ノ中ニ、オキニユカナントヲカキテ、ヨロツサイホウアシヨワラオキタリケル、アマリノセメ事ナレハ、数度ニオヨンテシロヨリウツテイツレハ、衣川・タテオカ・オウゴト・トナウカノサトマテモ、オウテイテタリ、イク度オウテイツレトモ、テニタマラストテ、タトヒシロノナカマテ、テキ打入ミタレ入トモマクリイタサントテ、オシタマリテ居タリケレハ、ニシウラノイソキワヨリ、法西ノクスヤヘ、大ミナミノ大カセフクニ、ヒヤライコミタレハ、ヤケアカリ、大御堂ノヒワダフキノヤネマテ、火矢ライコミヤキタテ、シロニハ一人モタマラス、ウミナルユカニ、

ヲキツルモノトリ入テ、ソノ日オキノ嶋ヲサシテ、舟ヲオシイタシ、ヨキシユン風ナレハホナケテオチ行、ヤカテシマヘソトツキタル、東ウラノ将監方オチハヲチラルヘキニ、地下ノハタヲトリニモトリテ、テキニアヒ下ハ、ニシノウミハタニテ、ハラヲキラル、サテアクル四月一日、カタ、ノサイ札ヲ、オキノシマニテ、ハヤシタテケリ、カ、ル乱劇、モミキ方ノモノ、京ヘツクヲトリチラシ、剩人ヲ多クコロシケル故ナリ、モミキ方ハ、公方様御藏奉行ニテ、山門ヘ相フレテ、如此成敗ヲナスナリ、サテ文明元年ニ山門ヘ詫言シテ、文明第二ノ曆十一月九日堅田ヘナラル、

〔史料三〕『本福寺明宗跡書』

花の御所の材木の年余、堅田の南取申其懈怠の咎によつて、山門より堅田発向す、

〔史料四〕『本福寺跡書』

(ア) 応仁二三月廿四日より堅田大賁トアヒフレテ敵ノ諸勢堀ノキハマテトリヨルヲ、雄琴ナウカマテ追払コト度々ナリ、ツ合ノ勢百八里ノ軍勢手ニタマラ

ストハイヘトモ、湖上海賊ノソノ罪ノカレカタキト
イヒ、剩多ノ人ヲコロセシ重科トイヒ、公方様ノ御
蔵奉行モミ井方ノ財物ナレハ、山門ヘアイフレテ如
此御成敗ノ旨シノキカタクテ、(以下略)

(イ) 妙專尼懷妊夢相之事ソノ子ハ法住ノコトナリ

応仁二年、花ノ御所ノ御材木上ル、年ヨヲミナミ
タマハル、并公方ノ御蔵奉行モ三井方財物ニ海賊ヲ
カクル、ソノ罪科故、延暦寺ヘイキトヲリアリテ、
山門ヨリ成敗ニヨテ、関上乘ヲ途津三浜馬借等陰憐
堂ニタテヲキタリ、其已後又三院ヨリ、途津三浜ヲ
発向ノトキ、堅田衆ヲクタク退治ヲ加ヘキ一義有之
間、堅田四方ノ兵船ノテツカイヲモテ、命ヲチリア
クタニカロンシテ、セメ入、コミツクシ、焼ハラ
イ、本意ニ落居ス、仍関上乘ヲ取返也、(以下略)

(ウ) 生身御影様大津浜御着岸之事カタ、発向ニヨテ
ナリ

応仁二年正月九日、山門ニヲヒテ堅田発向スヘキ衆
儀、六十三人ノ評定在之、故イカントイフニ、湖上
海賊擅ノ働、剩京都花御所御造営ノ御材木上ル、ソ

ノ年余南給ル、ソノ緩急ニヨテ被成御下知也、(以
下略)

以上が、堅田大賈の原因となった事件に関する記述で
ある。新行氏の論文に掲載されていたものを参照にしつ
つ、「真宗史料集成」⁽¹⁰⁾から引用した。

内容を整理すると、堅田大賈の原因と思われる理由は
二つあげられている。

〔史料二〕〔史料二〕、そして〔史料四〕の(ア)(イ)
では、御蔵奉行榎井氏の財物に海賊行為をおこなったこ
とが理由としてあげられている。

〔史料三〕〔史料四〕(ウ)では、年余南氏の緩急を理
由としている。これについて新行氏は二つともに理由で
あったとする。榎井氏は〔史料四〕(イ)を引用し、年
余である南氏が海賊行為をおこなったと断定している。⁽¹²⁾

海賊行為と「年余」

新行氏と榎井氏の「堅田大賈」の原因となった事件に
ついての考え方は、先に紹介したように異なる。それ
は、「海賊行為」と「年余」(の緩急)の各々の理解のし
かたの相違による。以下検討していく。

南氏については、新行氏や桜井氏の論文に紹介がある。新行氏は、『本福寺跡書』に「ソノ父又南道専、ソノ父ハ覚念ノエボシゴナリ」とあることから、本福寺とは無縁でない家で、階層的には殿原か全人か不明であるが、舟運に関係深い家であったことは明らかである」と指摘している。¹³ 桜井氏は、「おそらく本福寺寺領目録にみえる「地下南殿」の一族と思われるが、だとすればこの人物はその呼称よりして堅田の殿原衆——惣の指導者層に属すると考えられよう」としている。

南氏は「年余」として登場するが、この「年余」とはどのようなものとして理解されているのであろうか。

新行氏の見解を紹介する。

○花の御所（おそらく將軍義政の東山山荘であろう）造営用らしい材木の「年余堅田の取申す、其緩怠の咎」によるという。年余は年預であろうから、材木輸送の責任者に堅田の南という者が任じられたが、彼に緩怠があったために発向をうけたということになり（以下略）

○したがって原因は二つ（年余の緩怠と海賊行為¹⁴）とするのが、史料に忠実ということになるが、それ

でも、材木年余の緩怠が何故莊園領主山門の検断権発動としての発向をうける理由になったのか、細部について疑問がのこる。

○材木年預を材木輸送の請負者と解するならば、陸路から京都へ入る道を抑えていた坂本の商人・馬借等には、堅田衆の請負そのものが特権の侵害ということになる。「緩怠」の内容は判然としないが、すでに応仁の乱は始まっており、湖上交通にも影響があった材木輸送が遅滞することもあり、それが海賊行為とあわせて御藏奉行榎井—坂本衆の線で（検断権発動の）¹⁵ 働きかけがなされたとみることが可能である。

新行氏は「年余」を材木輸送の責任者と理解した。海賊行為により大責がおこなわれる事は理解できるが、「年余」の緩怠と山門の検断権の発令の関係を理解するには、坂本衆との権益争いが背景にあるのではないかと考えた。

桜井氏は「年余」という言葉を次のように説明する。

本福寺の史料に即して「年預」の内容を推測してみると、やはりそれは一種の関料であったと考えるの

が妥当ではないだろうか。つまり、「南」は花の御所造営用の材木に関料を賦課したために罪料の対象となったと考えられるのである。一方、幕府御倉奉行榎井氏の荷物にたいして「南」がとった行為ははっきりと「海賊ヲカクル」と表現され、前者とは、微妙に区別されているが、これは「モミ牛方ノモノ京ヘツクヲトリチラシ、剩え人ヲ多くコロシケル」、すなわち殺人をともなったためではないかと考えられる。関料の賦課という点、あたかも正當な、穏便な行為であるかのように聞こえるかもしれないが、実際には関料の徴収と海賊行為との間に暴力性という点で明確な差異があったとは思えない。ここでは相手が幕府の輸送船であることに留意すべきである。幕府の輸送船が素直に関料を支払うはずはなく、それを支払わせるには、そこにはおのずから武力による牽制や略奪の介在が想定されるのである。

新行氏と榎井氏が見解を異にしていることはあきらかである。新行氏は年余を材木輸送の責任者、あるいは請負者とした。〔史料三〕の「花の御所の材木の年余」と

いう表現から、そのような理解になったのかもしれない。ただ、花の御所の材木運搬船は堅田でしつらえたものではなく、「花ノ御所ノ御材木上ル」のごとく湖上を渡って堅田へやってきたものと理解した方がよさそうである。とすれば、もう少し、運搬船と年余の関係について説明が欲しい。

榎井氏は「関料」であるとした。つまり、堅田関を通行する幕府輸送船に関料を要求したというのである。榎井氏自身がこの点について「ここでは相手が幕府の輸送船であることに留意すべきである。幕府の輸送船が素直に関料を支払うはずはなく、それを支払わせるからには、そこにはおのずから武力による牽制や略奪の介在が想定されるのである。その行為が「海賊」とよばれたとすれば」というように、「関料」の支払いをめぐる、海賊行為となったと理解した。

榎井氏の見解では「年余」である南氏が、「関料」を請求したということになるのだが、このような公の船に対して、個々の関に関料を請求する権限が付与されていたのであろうか。

〔史料五〕足利將軍家御教書『妙法院文書』¹⁶ 七九

妙法院御門跡領近江国栗見本庄年貢米貳百五十石・

料足百貫文事、毎年無煩可勘過之旨、可下知諸関湖上奥島、堅田、坂本六ヶ所村等之由所被仰下也、仍執達如件、

応永十八年十一月八日

沙弥（花押）

山門使節中

山門使節に湖上関通行を命じているこの史料から、山門支配下の関は一体として掌握されていることがわかる。そして湖東野洲川河口に近い栗見本庄からどのような航路で年貢が運搬されたのかもわかる。現近江八幡市の奥島関¹⁷から、おそらく琵琶湖最狭部で湖西側へ渡り、堅田関を通過し、坂本で陸揚げされて、そこから坂本馬借により、京に運ばれたのであろう。

〔史料六〕 山門使節連署過書（折紙）『南禅寺文書』¹⁸一五〇

（通能）

（花押）

（宏運）

（花押）

（亮登）

（花押）

運送

南禅寺仏殿造営材木事

合船五百艘者

右任注文、関々無其煩、可勘過之状、如件、

文安四年十二月 日

坂本七カ関所但徐本関

堅田関所

日吉船木関所東西

右の二つの史料をみれば、湖上関では、年貢船や寺社材木船などに対し、將軍家御教書等により、山門使節に過書の発給を命じ、山門使節が過書を発給したことがわかる。すなわち個々の関所で、「関料」の請求を公の船に對しておこなうことは、想定しにくい。

堅田関は右の二つの史料からわかるように、山門の湖上関の一つである。よって、「花ノ御所ノ御材木上ル、年ヨヲミナミタマハル」という一文については、堅田関と堅田殿原衆の南氏の関係を考える必要がある。

「ねんよ」を辞書で検索すれば、『広辞苑』に「年預」¹⁹（もと、臨時に一年を限って他の役所の職員が事務を担

（護正院代紹慶）
（花押）

當したからいう）院庁の執事の下にあつて実務をおこなつた職。他の役所や齋王・親王・摂関家の家司、社寺・莊園にも置かれた」とある。

山門関である堅田関の実務は、操船にすぐれた堅田殿原衆が請け負つたのは間違ひなからう。よつて、「年余」は、関代官と考えてよいと私は思う。

〔史料三〕と〔史料四〕（ウ）では、花の御所の材木の年余、堅田の南取申其懈怠の咎」となっており、南氏の「緩怠」が理由となつてゐる。

〔史料四〕（イ）をみると、「花ノ御所ノ御材木上ル、年ヨヲミナミタマハル」の直後に、他の史料では、「その緩怠により」となつてゐるが、ここでは、「井公方ノ御藏奉行モ三井方財物ニ海賊ヲカクル、ソノ罪科故、延暦寺ヘイキトヲリアリテ」とある。つまり、南氏の「緩怠」は、靱井方の財物に海賊をかけたことなのである。〔緩怠〕には『日本国語大辞典』をみると様々な用法があり、ここでは、本来見過ごすべき靱井方の財物を無礼にも、南氏が見過ごさず、摘発没収したというような意味あいがあると思われる。南氏が、材木輸送船に乗り込むことができるのであれば、それにふさわしい地位が必要となる。つまり、堅田関の代官であつた南氏なら、輸送

船の査察をおこなうことが可能であつた。そして、室町幕府御藏奉行の靱井氏の財物に海賊をかけたことになる。

この場合争点となるのは、何故、関代官の南氏が、「海賊」すなわち、実力行使により靱井氏の財物を奪おうとしたのかという点である。ここでも南氏は関代官であることから、まず、正当な権限として、その財物を没収したと考えるべきではなからうか。とすればどのような理由が考えられるのか。

〔史料七〕南禪寺役者連署請文案『南禪寺文書』百六八
（端裏書）
「自山請文案文」

南禪寺仏殿材木船事、雖成数度御奉書、一円勘過事者、不可叶由、為七ヶ関所、堅訴訟処仁、重而被成御奉書間、使節任御過書之旨、連々仁四百五拾船分一円勘過事、無子細候條、目出度候、但此材木之内仁、万一商物何度雖少事在之者、雖仏殿之材木、船・材木供ニ悉関所仁被取可申候、隨而於此過書者、則被破可申候、其時為寺家、不可及一言者也、千万公方様江申、雖被成御奉書、為関所、不可有承引者也、仍為後証、連署之状、如件、

文安五年戊辰十一月

南禅寺連署

納所

日吉七ヶ関所御中

右の史料は、南禅寺仏殿材木船の過書発給を山門使節が認めた後も、山門関側が頑強に通行を認めなかった時の、最終決着を旨指した南禅寺側の文書である。

「但此材木之内に、万一商物何度雖少事在之者、雖仏殿之材木、船・材木供ニ悉関所仁被取可申候」という一文から、南禅寺側は、その通過の許しを得るために最大限の譲歩を要求されていたことがわかる。

大規模な輸送船団の中に、他の商品をまぎれこませ、関銭を逃れることができれば、それは、通行側にとって大きな利益となる反面、関側にとっては、課税対象となる密輸品を見逃し、大きな収入減となる。このような不法行為が横行したことから、そのような約定を書かされたのであろう。

右のような例を花の御所の幕府輸送船にあてはめればどうなるであろうか。

堅田関における花の御所の材木輸送船の通行に際して、この時の関代官であった南氏が、船内の査察をおこ

なつた。その時、同船には、御藏奉行榎井氏の財物が積み込まれていた。これは先の南禅寺文書にあるように、不法行為であり、関代官である南氏は、榎井氏側の財物を没収しようとした。榎井氏側はこれに抵抗し、多数の人が殺されたということになろうか。

先行研究では、海賊という言葉から、堅田衆の略奪行為という立場で理解しているが、幕府の輸送船の関通過に際して、堅田殿原衆が、山門の意向を無視し、不法な強奪を試みると考えるのは、おかしいと考える。

桜井氏は堅田の上乗権と同じ視点で、この湖上通行問題をとらえている。

『本福寺由来記』に次のような記事がみえる。

一、昔当所ハワガ船ニノセタルタビウドダニモナヤマス間、他人ノ船ヘカイゾクヲカクル事イフニオヨバズ。コレニヨリテ四十九浦ヨリ緑々ヲヒキテ極ツ、ヲ入レ、ノボリクダリノ旅人荷物已下ワヅライナキヤウニヲクリテタマワレナント、浦々津ミナトヨリ方々ヲサダメウケトリテヲクリタルナラハスル在所ナリ。ソレニツケテハ役所ノウハノリトサダメ、ウラ／＼ヲソノ上乗トイフ。

この文を読むと、確かに自分の船に乗せた旅人や他人の船に海賊行為をおこなうことから、各浦々の人々は礼錢により、堅田衆とよしみを通じ、通行の安全をはかったことがわかる。しかし、桜井氏の主張のように、関を通行する公の船に関する問題を、個々の私船の問題と同一視してはいけないであろう。先行研究の視点はこのような私船にたいする堅田衆の上乗権の行使を、公船にあてはめている。これは、堅田殿原衆の立場からしてありえないことである。堅田衆が各浦々の船に対して強権を発動できたのは、「役所ノウワノリ」という言葉からわかるように、山門という湖上に強い影響力を持つ上位支配層を背景にしているからである。山門よりさらに上位支配層の材木輸送船への不法な海賊行為は自らの地位を失うことになる。よって南氏の没収行為は、『南禅寺文書』の約定のような正当な理由があった可能性が高い。

以上まとめると、本来堅田沖を通行する公の船は、過書により航行は保証されていたが、南禅寺仏殿材木船の通行に関する文書でわかるように、過書で認められた材木以外の持ち込みは不法として取り締まり対象となった。花の御所材木の輸送船が堅田関に到達したとき、その査察責任者となったのが南氏であった。南氏側によ

り、御藏奉行榎井氏の財物が不法品として没収されたおり、多数の人が殺された。この一連の事件が、室町幕府の怒りを買ひ、幕府は山門に命じて、「堅田大責」がこなわれたのであろう。

つまり、このような経緯からして「年余」は関代官のことであつたと考える。

おわりに

先学の研究では、「堅田大責」の事実は大きくとりあげられてきた。しかし「堅田大責」の起因となった事件についての検討はほとんど見られなかった。先に紹介したように、新行氏と桜井氏の検討が目立つ程度である。

堅田衆が湖上を支配した海賊であるという認識は、今日まで変わらないし、確かにそれは一方では事実であろう。しかし、そのような視点のみ、この堅田関の問題を考えてよいのであろうかというのが本論の出発であった。

堅田という地域は古くから山門の支配地であり、堅田浦の検断権は、弘長三年（一二六三）には、山門の横川に、院宣により認められた。そこでの実務は、操船供衛に優れた堅田殿原衆に山門は請け負わせたはずである。

堅田関が設けられた後も、おそらくその形態に変化はなかったと考えてよい。よって、殿原衆である南氏が給わった「年余」とは、山門が請け負わせた関代官と考えるのが妥当であろう。

堅田衆は海賊として、本福寺文書に描かれている。確かに、上乘権を実態のともなうものとして行使していたところから、堅田の上乗権を認めない船に対しては、海賊行為がおこなわれたことは間違いないだろう。ただ、先行研究のように、幕府輸送船に対しておこなわれた海賊行為を、民間の船にたいする海賊行為と同様にみることはできないはずである。関代官としての南氏が、幕府輸送船の榎井氏の財物に海賊をかけるということは、榎井氏側の密輸品を没収するというような正当な行為ととらえるべきであろう。つまり、南氏は関代官としての業務を遂行しようとした。しかしながら、そのような行為は幕府権力に対する反抗ととらえられたのではなかろうか。

幕府輸送船にたいする海賊行為が、幕府の怒りを買った、堅田は幕府に命じられた山門により、攻められ、人々は堅田から退去した。その堅田大賁の原因となった事件は、先学は堅田衆の海賊行為という不法行為でとら

えてきた。本報告では、そこでの海賊行為を関業務として正当な没収行為とした。

従来からの見解が通説化されている中、かざられた史料しかない中で、かなり強引な見方かもしれないが、従来の視点とはちがう見方を試みた。これは、公の船に対する海賊行為とは、どのようなものかという疑問から考えたものである。殿原衆という地域の支配層に属する人間が、はるかに上部の支配層に対して、短絡的な略奪行為を試みるとは考えにくい。そのような上位支配層への海賊行為は、正当な裏付けがなければ、みずからの破壊はあきらかである。よって、直接の支配層である山門の支持があることを前提におこなわれたとみるべきであろう。つまり、堅田の南氏は関代官として、山門の意向に沿って、業務を全うしたところ、山門より上位の室町幕府の怒りを買った、山門は、その室町幕府の意向に逆らえず、堅田は攻撃をうけたということになる。

中世における海賊行為は無法的行為として、先行研究では考えられてきたことが多い。しかし、今回の報告にあった海賊行為は、合法的行為である可能性が高い。「堅田大賁」を考えると、山門は室町幕府の支配下であり、このような上位支配層の意向に堅田は翻弄されたと

いう見方もできるのではなからうか。

【註】

- (1) 『新修大津市史』二、中世、一九七九年、三五二頁。
- (2) 千葉乗隆『本福寺史』同朋舎出版、一九八〇年。
- (3) 横倉譲治『湖賊の中世都市 近江国堅田』誠文堂新光社、一九八八年。
- (4) 『真宗史料集成』第二卷、六七二頁。
- (5) 『真宗史料集成』第二卷、六八七頁。
- (6) 『真宗史料集成』第二卷、六三九頁。
- (7) 『真宗史料集成』第二卷、「解題」、八一頁。
- (8) 新行紀一「莊家の一揆と一向一揆」(『近世國家の成立過程』、塙書房 一九八二年)。
- (9) 『真宗史料集成』第二卷、六三二頁。
- (10) 『真宗史料集成』第二卷、蓮如とその教団、同朋舎、一九七七年。
- (11) 新行紀一「莊家の一揆と一向一揆」(『近世國家の成立過程』、塙書房、一九八二年、二二九頁)。
- (12) 桜井英治「山賊・海賊と関の起源」(『日本中世の経済構造』、岩波書店、一九九六年、二九四頁)。
- (13) 新行紀一前掲論文、二二九頁。
- (14) 筆者註。
- (15) 筆者註。
- (16) 『妙法院史料』第五卷、古記録・古文書(妙法院史料研究会編、吉川弘文館、一九八〇年)。

- (17) 奥島関は山門舟木関の枝関であり、舟木関は、現在の近江八幡市と高島郡安曇川町に舟木・船木関所があった(『新修大津市史』二、二二〇頁)。

- (18) 『南禅寺文書』法藏館、一九七二年。

(京都府立大学大学院博士前期課程)